



沢辺税理士事務所通信

平成 30 年 4 月 1 日号

NO.050

節税、資産運用あれこれ

(1) 小規模企業共済

月 7 万円(年間 84 万円)限度の掛金で、退職金積立なのに全額所得控除になるという、税優遇度では随一の制度です。個人事業主または小規模法人役員のみ加入できます。

基本的には 65 歳到達後、または役員辞任により受け取りできます。任意解約の場合、240 ヶ月以上掛けていないと元本割れします。途中での増額減額は可能です。また、受取時は基本退職所得扱いなので、税金が大幅に優遇されます。税理士会、商工会、金融機関などの窓口で手続きできます。

(2) 倒産防止共済

月 20 万円(年間 240 万円)限度の掛金で、積立なのに全額必要経費算入できます。もともとは取引先の倒産等で一時的な資金ショートをした場合に低利で貸し付けを受けられる制度なのですが、この節税効果のほうをメインに加入される場合がほとんどです。

ただし解約時に全額雑収入計上されるので、大きく利益が落ち込んだ年に解約するなどのコントロールができないとトータルでは全く節税にならず、解約時の扱いがとても難しくはなります。

任意解約の場合、40 ヶ月以上掛けていないと元本割れします。積立金額 800 万円がMAXです。

(3) 法人契約生命保険

個人契約の生命保険は、いくら掛金が大きくて複数の保険契約をしてもMAXで年間 12 万円の所得控除しかありません。ところが法人契約にしますと、全額損金や半額損金など、経費にとれる金額が全く違うものがあります。また間接的に社会保険料の節約にも使えます。今回詳細は割愛します。

(4) 株式投資、J-REITなど

上場株式、投資信託、上場REIT(不動産投資信託)などの譲渡益、配当金は個人では 20.315%の固定税率での課税ですので、基本的には(法人でなく)個人で運用した方が税金が優遇されます。また、運用上の最大の特徴は出口戦略が即座にできる、ということです。不動産の売却には早くても数か月かかるとは思いますが、株式等はクリックすれば 0.1 秒くらいで売却が完了する、という意味です。

J-REITは株式と全く同じ感覚で売買できます。約 60 銘柄の配当利回りは現在、平均 4%くらいで、高いものは 6~7%あります。東証REIT指数では、安定しつつも若干の下降トレンドで、割安感が出てきており、買い時ではあるのかなと思います。

資産運用は運用資産のバランス(ポートフォリオ)も大事です。預貯金、債券、不動産、株式などをねらいに合わせて分散投資されるのが基本です。投資の回収時期が短期でくるものと長期でくるもののバランスも大事です。

また、よく分散投資はリスク分散のためとも言われます。それ自体は正しいのですが、たとえば株式を日本株、アメリカ株、ヨーロッパ株に分散しても、世界経済はもはや一つにつながっていますので全ていっしょにこけてしまうと全くリスク分散になりません(リーマンショックの時など、まさにそうでした)。投資するタイミングを分散する、例えば株式の投資資金を 5 等分し、1年ごとに 5 回に分けて買付する、などの時間分散もリスクヘッジには効果的(ドルコスト平均法などと言われる手法)です。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>